厚生労働省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第八十八号

厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第八条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　疾病、傷害及び死因に関する分類に関すること。

第二十八条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とする。

第百九条第十四号中「国立光明寮、国立保養所、国立知的障害児施設及び」を削る。

第百三十五条中「国立児童自立支援施設
国立光明寮
国立保養所
国立知的障害児施設」を「国立児童自立支援施設」に改める。

第百四十六条から第百四十八条までを次のように改める。

第百四十六条から第百四十八条まで　削除

第百四十九条第一項中「、障害者のリハビリテーションに関し」を削り、同項各号を次のように改める。

一　障害者のリハビリテーションに関し、次に掲げる業務を行うこと。

イ　相談に応じ、治療、訓練及び支援を行うこと。

ロ　調査及び研究を行うこと。

ハ　技術者の養成及び訓練を行うこと。

二　知的障害児の保護及び指導を行うこと。

三　戦傷病者の保養を行うこと。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

（公職選挙法施行令の一部改正）

第二条　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項及び第六十五条の十三第一項の表第五十条第一項の項中「第百四十七条に規定する国立保養所」を「第百四十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるもの」に改め、「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する」を削る。

（戦傷病者特別援護法施行令の一部改正）

第三条　戦傷病者特別援護法施行令（昭和三十八年政令第三百五十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の二の見出しを「（法第二十二条の規定による請求に係る経由）」に改め、同条中「国立保養所への入所の」を削る。

第十四条中「国立保養所」を「国立障害者リハビリテーションセンター」に改める。

総務大臣　原口　一博
厚生労働大臣　長妻　昭
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

経済産業省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第八十九号

経済産業省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第三項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

第十一条　削除

第十二条第一項中「十六人」を「十九人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

国土交通省組織令及び国土交通省独立行政法人評価委員会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第九十号

国土交通省組織令及び国土交通省独立行政法人評価委員会令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項、国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十七条第二項並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。